

波佐見町レンタサイクル利用約款

このレンタサイクルは、波佐見町観光協会（以下 当協会）が運営管理しています。この利用約款は、お客様（以下 利用者）がレンタサイクルを利用される際に遵守していただく事項について規定しています。以下のことをご承諾いただき、サイクリングをお楽しみください。

1. 利用方法

貸出手続きの際に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、学生証など）を提示してください。なお、身分証明書は複写することがあります。

自転車は予め点検調整を行っておりますが、利用の前に必ずブレーキやハンドルなどに不具合がないかを確認してください。

予約の場合、変更・取消は早めに連絡してください。予約の予定時間を過ぎた場合は取消をする場合がありますので予めご了承ください。

※利用者の個人情報、当レンタサイクル業務及び当協会の事業活動に関する分析・統計以外の目的には使用いたしません。

3. 利用料金

<自転車仕様 電動アシスト付（26インチ）> ※適応身長目安 149cm以上

4 時間まで	500 円
4 時間～8 時間	1,000 円

※利用保証金として別途 1,000 円お預かりし、返却時にお返しいたします。

4. 利用時間

9：00～17：00（貸出は 16：00 まで）

5. 利用条件

貸出・返却とも営業時間内（9：00～17：00）に行い、指定の場所へ返却してください。

※やむを得ない事情による返却場所以外への引取りには、別途費用を請求する場合があります。

※返却時間を超過し、営業時間内（返却予定日の 17：00 まで）に連絡がない場合は、利用者に対して違約金を請求する場合があります。

貸出・返却は 1 日毎で、原則として日を連続しての貸出はできません。

貸出は 1 人につき 1 台となります。

安全のため、小学生以下の方の利用はお断りする場合があります。また、中学生以下の方の利用は保護者同伴に限ります。

6. 自転車及び鍵の故障、盗難、紛失

貸出期間中の自転車及び鍵の故障や盗難等があった場合は、速やかに当協会へご連絡ください。

利用者に起因する故障、損傷については、その引取り及び修理に要する費用を利用者が負担するもの

とします。

また、貸出期間中に自転車が盗難にあった場合、利用者は当協会が指定した金額を支払うものとし、鍵の紛失等についても同様とします。

7. 補償

貸出期間中に事故が発生した場合は、速やかに当協会へご連絡いただくとともに、必要な場合は警察に連絡する等法令で定められた処置を取ってください。

当協会は、貸出期間中の事故については傷害保険契約の定めるところにより、次の限度額内で補償するものとし、補償限度額を超える損害については利用者の負担とします。(TS マーク付帯保険加入)

(1) 傷害補償

搭乗者が事故により事故の日から 180 日以内に入院、死亡または重度後遺障害を負った場合

- ・死亡または重度後遺障害（1～4 級） 一律 100 万円
- ・入院加療（15 日以上） 一律 10 万円

(2) 賠償責任補償

搭乗者が第三者に死亡または重度後遺障害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合。

- ・死亡または重度後遺障害（1～7 級） 限度額 5,000 万円

(3) 被害者見舞金

搭乗者が第三者に傷害を負わせ、その第三者が入院加療となった場合

- ・入院加療（15 日以上） 一律 10 万円

8. 禁止行為

自転車の利用にあたっては、次の行為を行わないでください。

- ・自転車を許可なく他人に貸し与える行為
- ・危険箇所や不適切な場所での利用
- ・飲酒、無謀運転、携帯電話の使用、その他道路交通法に違反する行為
- ・自転車及び備品の改造など現状の変更
- ・自転車の異常を認めた場合に運転を継続する行為
- ・自転車放置区域や歩行者、自動車の通行の妨げとなるような場所への駐輪
- ・その他、他人に迷惑をかける行為

9. 利用の取消及び貸出の謝絶

利用者が本利用約款に違反した場合は、貸出期間中であっても利用を取消し、自転車を速やかに返還するものとし、この場合、利用料金の払戻しは行いません。

また、悪天候もしくはそれらが予測される場合や当協会が適当でないと認めた場合は、貸出を謝絶することができるものとし、

本利用約款の違反により当協会および第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

以上のことに同意します

署名
